

# 岬町いじめ防止基本方針



平成30年3月

岬町・岬町教育委員会

## 目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1. いじめの定義	
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	
第2 いじめ防止等のために町や教育委員会が実施する施策	4
1. 岬町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	
2. 岬町いじめ対策審議会の設置	
3. 学校への支援	
4. 相談機関の整備と周知	
5. 保護者等住民への啓発活動	
第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策	6
1. 「学校いじめ防止基本方針」の策定	
2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
3. いじめの未然防止	
4. いじめの早期発見	
5. いじめへの対処	
第4 重大事態への対処	10
1. 重大事態の報告	
2. 調査の主体と組織	
3. 調査結果の報告及び提供	
4. 町長による再調査等	
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	12

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応することが重要である。

いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定められた、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（以下「法」という。）が平成25年6月28日公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、法第11条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）が策定された。

平成28年11月には、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（いじめ防止対策協議会）が行われ、平成29年3月14日付で「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、以下「国の基本方針」という。）が改定され、学校のいじめ対応について、さらに細かく、主体的で積極的な対応が求められるようになりました。

この改定を踏まえ、岬町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）も、岬町・岬町教育委員会及び学校における取組をより明確に整理し、重大事態が発生した場合の対応も含め、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、岬町・岬町教育委員会が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつより効果的に推進するために改定するものである。

平成30年3月

岬町・岬町教育委員会

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

### 1. いじめの定義

#### (1) いじめ防止対策推進法による定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義されている。（法第2条）

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

#### (2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

例えば、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

### (1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

### (2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していく必要がある。とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要である。

### (3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

## 第2 いじめの防止等のために町や教育委員会が実施する施策

### 1. 岬町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

町は、法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「岬町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置する。

連絡協議会は、町立学校、町教育委員会事務局、大阪府が設置する児童相談所、大阪法務局、大阪府警察、いじめの防止等に関係する団体に所属する職員、団体の構成員及びその他町長が必要と認める者により構成する。

連絡協議会は、町の基本方針に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う。

### 2. 岬町いじめ対策審議会の設置

法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、「岬町いじめ対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

「審議会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する。

「審議会」は、「岬町いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止の取り組みについての審議を行うとともに、法第28条の規定に基づき、重大事態に係る調査を行う。

### 3. 学校への支援

#### (1) 学校の取り組みに対する指導等

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の策定や体制の確立及びいじめ防止の取組の推進等に関して、指導・助言と必要な情報提供を行います。また、心理、福祉等に関する専門知識を有する者を派遣し、いじめの防止を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組への支援を行う。

いじめ事象が発生した際には、教育委員会は必要に応じて指導主事、学校相談員、臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校におけるいじめへの対応を支援する。

#### (2) 教職員の資質向上

教育委員会は、いじめ防止等の対策が専門知識に基づき適切に行われるよう、いじめの問題に関する研修の充実を通じて、教員の資質・能力の向上を図る。

また、学校でも、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する行内研修を実施するよう、取組を促し、教職員の資質・能力の向上を図る。

#### 4. 相談機関の整備と周知

##### (1) 教育相談の実施

教育委員会は、いじめ等に関する通報及び電話での相談を受け付けるための「教育に関する悩みの相談室」及びいじめ等に関する相談や心のケアを行う「カウンセラーによる悩み相談室」を開設する。

##### (2) 相談窓口の広報

町は、町の広報紙やホームページ等において、相談窓口について広報します。

また、大阪府が実施している「24時間電話相談」や大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）等を学校を通じて周知する。

#### 5. 保護者等住民への啓発活動

法第9条において、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとして、その保護する児童等がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導等を行い、また、いじめを受けた場合には適切にいじめから保護することや、国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずる、いじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされている。

町・教育委員会は、こういった保護者の責務を果たすことができるよう、また、いじめの問題やその取組についての理解が促されるよう、保護者等住民へ広く、広報・啓発を行う。

## 第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### 1. 「学校いじめ防止基本方針」の策定

#### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の内容

学校は、法第13条に基づき、国や地方公共団体の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

また、策定した「学校いじめ防止基本方針」については、周知を図る。

#### (2) 「学校いじめ防止基本方針」の運用

学校は、「学校いじめ防止基本方針」について、児童や保護者、関係機関等に対していじめに対する考え方や取組について説明し、理解を得ることが必要です。各学校のホームページに掲載したり、必ず入学時・各年度の開始時に説明する機会を設ける。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につながります。

また、学校は「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを校内に設置した組織において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCAサイクルにより必要に応じて見直しを行う。

### 2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

### 3. いじめの未然防止

#### (1) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

学校では、対等で豊かな人間関係を気づくための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが重要である。

学校でのいじめの防止のための指導に当たっては、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと」や、「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害

賠償責任が発生しうること」などについても、発達の段階に応じて、裁判例等の実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、学校は、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して、児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導も実施する。

一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を実施する。

## (2) 自治意識を育成する

いじめ防止に向けては、児童生徒同士が関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っているという自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった事故効力感の向上が大切である。そのために、学校は、日頃より児童生徒に活躍の場や目標達成の機会を設定するとともに、教師をはじめとする周りの大人がどのように関わればよいのかを模索しながら進める必要がある。

例えば、学校は、児童会、生徒会活動等を通じて、児童生徒それぞれの絆づくりや居場所づくりに向けての取組を行い、個々の児童生徒の「自分も仲間も大切にす」という意識が育んだり、いじめを自分たちの問題として捉え、どうすればなくすことができりかを自らで考え、実践する態度を養うように指導することが重要である。

また、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があります。このため、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めるための具体的な行動をとる重要性を理解させる指導も行う。

## 4. いじめの早期発見

### (1) 小さな変化を見逃さない

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難である。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあ

る。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大切である。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。

## (2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、教職員は一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、対応する必要がある。また、周りの子どもが気づいたときに、気がなく相談できる環境を整える。

学校で行われるアンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものである。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応しなければならない。

## 5. いじめへの対処

### (1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切である。その上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

学校では、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添）を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。

### (2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える必要がある。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当

事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していく必要がある。また、保護者へのはたらきかけや、警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければなりません。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視しなければならない。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められることです。学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

## 第4 重大事態への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じる必要がある。

そのため、町及び町教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

### 【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握することが必要である。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

### 1. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、町長に事態発生について報告する。

学校 → 町教育委員会 → 町長

## 2. 調査の主体と組織

町教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

### (1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。町教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

### (2) 町教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が外部の専門家の助言を得ながら調査を行う。

## 3. 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告する。また、町教育委員会が主体となった場合も、町教育委員会が、町長に報告する。(法第30条1項)

学校 → 町教育委員会 → 町長

また、学校又は町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

## 4. 町長による再調査等

### (1) 再調査の方法

- ① 3の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行う。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、法第30条2項に基づき、「岬町いじめ問題調査委員会」を設置して行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、法第30条3項に基づき、町立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、町立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

町及び町教育委員会は、当該基本方針に定めるいじめ防止等の取り組みが実効的に機能しているかを、必要に応じ、見直しを含めて検証する。

学校は、「学校基本方針」におけるいじめの防止等に向けた取り組みについて、評価・検証を行う。